

## 水道局アシスタント職募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	東村山浄水場排水処理施設運転管理業務員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月20日から令和8年9月30日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり令和8年10月1日以降の任用を保証するものではありません。</u>
募集人数	若干名
勤務職場	東京都水道局東村山浄水管理事務所 〒189-0023 東京都東村山市美住町二丁目20番地236 ※西武新宿線東村山駅から徒歩15分
職務内容	○東村山浄水場排水処理施設の運転管理業務 ・横型加圧脱水機の監視操作 ・濃縮槽、給泥槽、給泥ポンプ等補助機器類の操作 ・横型加圧脱水機、補器類の点検
応募資格・求められる能力	・浄水処理に関する基礎的知識を有する方を優先とする。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	(研修期間) 令和8年4月20日から令和8年4月30日までうち半日を5日以内 (実務期間) 令和8年5月1日から令和8年9月30日までのうち各月16日以内
勤務時間	(研修期間) 1日あたり4時間程度（午前8時30分から午後5時15分のうち） (実務期間) 1日あたり5時間00分（午後4時15分から午後9時15分まで） 所定勤務時間を超える勤務無
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

	<p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>時間額 1,530円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（日額上限 7,100円）</p> <p>※ 年度途中で報酬額等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日までに口座振込により支給</p>
社会保険	一定の要件を満たす場合、健康保険及び介護保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険を適用
東京都人材支援事業団	一定の要件を満たす場合、加入（会費制）
応募方法等	<p>「東京都水道局会計年度任用職員申込書」（別添様式）を下記問い合わせ先まで郵送または持参してください。なお、持参の場合は事前にご連絡ください。</p> <p>※ 応募書類は選考及び採用の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類の返却はいたしませんので予めご了承ください。</p> <p>※ 面接の上、採用の方には後日結果をご連絡させていただきます。なお、不採用の方へのご連絡はいたしません。</p> <p>※ 選考結果等に関する問い合わせには応じられません。</p>
募集期限	本募集要領公開後から令和8年2月27日（金曜日）まで【必着】
問い合わせ先	<p>〒189-0023 東京都東村山市美住町二丁目20-236</p> <p>東京都水道局東村山浄水管理事務所庶務課（庶務担当） 担当：本城</p> <p>電話：042-397-8203</p>